熊本県立阿蘇中央高等学校「学校いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こり得ること、状況によっては生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ることを十分に認識しておく必要がある。

本校においては、いじめを許さない学校づくり・学年づくり・学級づくりとともに、いじめを把握した場合には、いじめられている生徒の立場に立って「最後まで守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取組んできた。

しかし、いじめは年々複雑化し、深刻化している現状があり、本校でもいじめに対する取組みをさらに強化し、かつ組織的に行っていく必要に迫られている。。

熊本県立阿蘇中央高等学校「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校の基本方針」という。) は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規 定に基づくとともに、法第11条1項の規定に基づき策定された「いじめ防止等のための基 本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。) と法第12条を受けて策定された「熊本県いじめ基本方針」(以下「県の基本方針」という) を参酌し、本校の実情に応じて、いじめ防止等の基本的な方針を定めるものとする。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、すべての生徒が、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒のの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 学校の基本方針の内容

学校の基本方針は、いじめ問題への対策を学校全体で進め、いじめ防止、早期発見、素早く的確な対処、地域や家庭・関係機関との連携等をより実効的なものとするため、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等にに関する具体的な内容や運用を明らかにするためのものである。

また、学校の実情に応じ、いじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの 防止や早期発見、いじめへの対処が体系的かつ計画的に行われるためのものである。

学校の基本方針の実現のためには、職員の中に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証の実施が必要である。

3 いじめの定義

いじめ防止対策推進法

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか 否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈される ことのないよう努めることが必要である。いじめられていても、本人がそれを否定する場合 が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必 要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのい じめられた生徒本人や周囲の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(本校では「いじめ防止対策会議」と称する。)を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団 (グループ) など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずに いるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケー スについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な 対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、好意を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

<具体的ないじめの態様の例>

- ◆冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆金品をたかられる
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 いじめの理解

いじめから一人でも多くの生徒たちを救うためには、職員も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑劣な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

また、いじめは、どの学校にも、どの子どもにでも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題 (無秩序性や閉塞性等)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団生活にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1)いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子どもにでも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、すべての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要であり、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

あわせて、いじめの問題への取組の重要性について職員全体に認識を広め、地域、家庭と 一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての職員が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは職員の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や学校設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、 家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

(3)いじめへの対処

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相

談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

いじめの解決とは、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、 双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが必要である。

(4)地域や家庭との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要であり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会(コミュニティー・スクール)を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの職員が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5)関係機関との連携について

いじめ問題の対応においては、学校や教育委員会において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等)との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

そのために、学校等警察連絡協議会、既に設置されている協議会等において情報交換を活発に行ったり、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、地方法務局など、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要である。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために本校が実施すべき施策

(1)学校いじめ防止基本方針の策定

国の基本方針、県の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止 等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を定める。